

J A 山田村の現況

(平成29年度山田村農業協同組合ディスクロージャー誌)



山田村農業協同組合

目 次

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	2
3. 事業の概況（平成29年度）	3
4. 農業振興活動と地域貢献情報	7
5. リスク管理の状況	10
6. 自己資本の状況	20
7. 主な事業の内容	21

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	27
2. 損益計算書	28
3. キャッシュ・フロー計算書	29
4. 注記表	30
5. 剰余金処分計算書	46
6. 部門別損益計算書	47
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	49

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	50
2. 利益総括表	51
3. 資金運用収支の内訳	51
4. 受取・支払利息の増減額	51

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	52
② 定期貯金残高	52

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	52
② 貸出金の金利条件別内訳残高	52
③ 貸出金の担保別内訳残高	53
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	53
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	53
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	53
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	54
⑧ リスク管理債権の状況	55

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	55
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	55
○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係	56
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	57
⑫ 貸出金償却の額	57
(3) 内国為替取扱実績	57
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	57
② 商品有価証券種類別平均残高	57
③ 有価証券残存期間別残高	57
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	57
② 金銭の信託の時価情報等	57
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	57
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	58
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	58
(3) 介護共済の介護共済金額保有高	58
(4) 年金共済の年金保有高	58
(5) 短期共済新契約高	59
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	60
(2) 受託販売品取扱実績	60
4. 指導事業	60

IV 経営諸指標

1. 利益率	61
2. 貯貸率・貯証率	61

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	62
2. 自己資本の充実度に関する事項	64
3. 信用リスクに関する事項	65
4. 信用リスク削減手法に関する事項	68
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	69
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	69
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	69
8. 金利リスクに関する事項	70

【JAの概要】

1. 機構図	71
2. 役員一覧	72
3. 組合員数	72
4. 組合員組織の状況	72
5. 特定信用事業代理業者の状況	72
6. 地区一覧	72
7. 店舗等のご案内	72
法定開示項目掲載ページ一覧	73

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

1. 経営方針

◇ 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、山田地域での主力作物である「米」以外の園芸作物販売高5千万円を目標に取り組みます。また生産資材価格の引き下げを実現するため、近隣JAとの共同仕入を行うなどのスケールメリットを打ち出し、生産資材価格の引き下げに取り組みます。

◇ 「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済、利用・加工等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を發揮します。また、高齢組合員対象の送迎事業を継続して行い、買物難民対策に取り組みます。

◇ 健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

農協法の理事構成要件の改正に対応し、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者や女性役員の登用拡大に取り組んでおります。

自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

◇ 営農・経済部門

営農部門と経済部門を分離し、山田地域特産品の指導・販売体制を強化し、担い手経営体の経営発展を支え、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。

さらに、物流コストの低減による生産資材価格の引き下げ、予約注文票・解りやすい情報発信による生産資材価格の「見える化」、低コスト生産技術の開発を通して、組合員の所得増大の実現を目指します。

◇ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇ 共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置き、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（平成29年度）

◇ 全体的な概況

わが国の景気は、緩やかな回復基調が続いており、今回の景気回復局面は、戦後2番目の「いざなぎ景気」を抜き、戦後最長の「いざなみ景気」に次ぐ長さとなった。

雇用情勢は、景気回復が続くなか、雇用者数の増加が続いており、失業率は低水準で推移し、有効求人倍率も1.5倍を超え高水準となり、企業の人手不足が一段と鮮明になってきている。

しかしながら、大企業が人件費増加に慎重な姿勢を崩さないなか、所得の回復ペースは緩やかであり、平均賃金は伸び悩んでいる。先行きについては、政府の経済対策効果の一巡などを背景に成長ペースは鈍化するものの、米国や中国を中心に海外経済は堅調な推移が見込まれるなか、トランプ大統領の方針にも影響されるが、輸出は増加基調が続くことが期待される。国内需要も、五輪関連の建設などを背景に底固く推移するものとみられることから、緩やかな回復基調が続くと見込まれる。

農業・農村そしてJAをめぐる情勢は、一段と進む農業就業者の高齢化、核家族化による世代交代の問題、集落営農組合等の組織化、法人化等により農業者の減少に歯止めがかからず、その結果、JAにおいては正組合員の減少と利用率の低迷により組織基盤は大きく変化してきている。

このようななか、平成25年から開始されていた日・EU・EPA交渉は、平成29年7月6日に大枠合意が確認され、またTPP11においても11月10日に大筋合意した。さらに米国との2国間交渉の動向も注視される。今後は国内対策において、強い農林水産業の構築をするため、再生産を可能とした国境措置と万全の対応が急務となっている。また政府は「農業競争力強化支援法案」等計8本の農政関連の法案を成立させ、平成28年11月に策定した「農業競争力強化プログラム」による農政改革を一層加速化しているが、当JAのような中山間地小規模地区には現実味が感じられないのが実態である。

これに対しJAグループでは、政府・与党に対し平成30年を目途とした生産調整の見直しを含め「魅力増す農業・農村」の実現に向けたJAグループの取り組みと提案を決定し、販売方法の見直しや安価な生産資材など具体的な取組を進めた。

30年産主食用米は、国による生産収量目標の配分がなくなり、農業再生協議会が中心となり、生産者・生産者団体が需要に応じた生産・販売に取り組むこととなり、産地間競争の一層激化が予想され、これに対してもJAグループでは政府・与党に対しセーフティネット対策の充実・強化を強く働きかけている。

農業者と地域の共同財産であるJAは、組合員の営農と暮らしを支え、地域社会の持続と発展のため「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」を目指しているところである。

その中で、昨年5月に開催された第69回通常総会に「担い手」「販売・経営のプロ」・「女性役員の登用」等新役員の承認、そして事業計画に基づき小人数職員体制にて、前述したとおり厳しい現況の中、地域と組合員に密着した農協本来の姿での事業展開、そしてコンプライアンスを遵守し、組合員に安心・安全・信頼の提供を念頭に役職員一体となり負託に応えてきた。

その結果、組合の経営基盤・財務の健全性を示す自己資本率は21.32%となり県下JA平均を上回る結果となった。また、収支面でも大変厳しい状況下ではあったが事業利益2,280千円(対前年比46.8%)、経常利益6,405千円(対前年比71.4%)、当期末処分剰余金は11,533千円となった。

◇ 信用事業

信用事業の預金・貯金業務は農林中金によるJAバンク基本方針に基づき、JAバンクセーフティネットにより、安心・安全そして地域との信頼・絆を基本に今年度も事業展開をした。

その結果、貯金は4,847,206千円(前年対比99.6%)となり、特に今年度は多額の引き出しが顕著であった。また預金は4,405,113千円(前年対比100.2%)とほぼ前年同額の実績となった。また新築件数もなく、マイカーローンとリスクのない自治体中心の貸出金は460,932千円(前年対比92.0%)と減少した。その結果、事業利益は32,277千円(前年対比96.8%)という厳しい結果となった。平成30年度以降、日銀のマイナス金利政策により、益々利鞘の縮小が拡大されJA経営に多大なる影響を及ぼすことは確実な情勢である。

◇ 共済事業

管内からの若年層の流出が止まらず、少子高齢化は一段と進み、共済加入対象者の減少、また建物更生共済では限度額感により満期待ちの情勢、そして通販・ネット販売・他共済の攻勢等、また小規模JAでのLA不在等、厳しい現況の中でも少数職員による推進活動は、組合員・利用者への安心と満足の提供、また「ひと・いえ・くるま」の総合保障による豊かで安全な生活基盤の向上に向け、短期共済・長期共済共々役職員一体となり取り組んだ。

その結果、事業利益は14,762千円(前年対比95.5%)となり人口減が影響し、今年度も保障額ともども減少した。

◇ 購買事業

生産資材では、各営農組合、また花卉組合をはじめとした各生産組合の肥料・農薬・農機具等の全面的利用に対し深く感謝を申し上げるところである。各JAが購買部門で苦戦の中、この小さなJAが未だ生き残っているのは、管内組合員各位の深いご理解、また市町村合併後の地域がさびれていく現況の中、JAは守ろうという意識の賜物と重ねてお礼を申し上げるところである。

生活資材はニーズの多様化・近隣他店(大型総合店舗・ディスカウント店)との競争力、若年層の消費動向の変化等、厳しい環境状況は変わらない中、地区内唯一の施設・販売店として高齢者組合員へのやさしさ・気配りでの対応・接客、またライフライン維持による中山間地での生活・営農活動の利便性への寄与を念頭に事業展開しているが、前述のとおり低価格による販売合戦、それにとまなう地域外通勤者の利用離れ等により苦戦は免れない現況である。その結果、今年度の事業利益は56,632千円(前年対比95.6%)となった。

◇ 販売事業

基幹作物である水稲は、田植後からの好天により生育は順調に推移したが、穂揃期の8月初旬以降不順な天候となり、登熟期は雨が続き早生・中生とも不作となった。昨年は県下作況指数が103%という豊作年であり、JAへの出荷数も10,000俵(60kg)を超えたが、今年度は8,100俵と前年対比80%という残念な結果となった。しかし、良質米産地としての1等比率は今年度も約98%と県下トップクラスとなったのがせめてもの救いだっただ。この2,000俵の差が、組合員の農業所得そしてカントリーの利用料金の減収等、農協経営にも対しても残念な結果を残した。

また、この不順な天候は、ソバの播種時とも重なり各営農組合の出荷は、昨年と比べると50%以下の散々たる結果となった。

その中で、「エゴマ」は今年度より苗代が有償となったが、各営農組合の深い理解もあり昨年より栽培面積も増え8haとなり、気象災害・いのしし被害にも遭わず、高品質・高価格にて販売された。富山市の推奨作物であり産地作り交付金のもとより、富山市からの助成措置もあるので次年度以降もより以上の作付けを期待したい。

また、差別化をはかる作物として、アルギット肥料による特別栽培のコシヒカリ・ニラも高評価を得て販売をした。ニラにおいては、今年度新たに取り組みを始めた組合員もおり、今年度は苗の養成期間だが、従前の組合員共々、次年度以降選別機械も設置され、大幅な販売増が期待される場所である。

啓翁桜も、昨年より年内販売に取り組み、抜群の知名度もあり、当初より期待をしたが、残念ながら2度にわたる台風通過による倒木により売り上げは、前年より減少した。

また、長らく牛岳高原大根・馬鈴薯と山田の2大作物として評価の高かった両作物も高齢化等により、わずかの出荷・販売を見るだけとなった。

その結果、事業利益は7,269千円(前年対比100.7%)となった。

◇ 指導事業

今年度、新たに策定した地域農業振興計画(平成29年度～平成31年度)のスタートの年にあたり、その目標・計画達成に向かい事業展開をした。

販売事業で前述したとおり基幹作物である米は、コシヒカリの作付けが約90%の高い比率のなかでの差別化した、「アルギット米」、商標登録をした「ごっつお米」、特殊シート・特殊堆肥を利用した「シート米」、そして通常栽培米の栽培指導・研修そして販路拡大を実施した。また、今年度新たに富山県が開発した品種「富・富・富」においても、小島地内において生産者山崎氏の深いご理解のもと試験栽培をし、生産者・県指導員各位とも研修を重ねた。

また、富山市環境未来都市関連事業としての「エゴマ」栽培も定着し、今年度は8haの栽培面積となり、直播・移植等各生産者に対応した栽培や、各種機械の利用提供に寄与した。

従前からの花卉・花木・ソバ・ニラそして少なくなった馬鈴薯・大根等の作物の栽培推進普及活動、また啓翁桜の苗木助成、エゴマの栽培助成も行い普及に尽力した。そして、例年どおり今年度も小学生を対象とした農業・食育事業も実施し、幼少期からの農

業への理解も深める活動をした。

利用・生活事業も組合員への豊かな生活の推進、利便性の向上に寄与するための事業展開をした。「ふれあい送迎事業」は3年目を向かえたが利用者は伸び悩みだが、運転のできない高齢者等の農協への送迎により、購買店舗・金融店舗の利用に対し便宜をはかる事業なので何の遠慮もせず、一層の利用を期待しているところである。

また、葬祭事業も農協事業としての認知はされているが、まだ一部他の業者に流れているので、高齢人口が増える中、24時間体制にて便宜を図るので一層の利用を期待しているところである。

乾燥調製育苗施設も各営農組合、組合員の絶大なる利用・協力によりスムーズに運営をしているところである。施設も20年を超え、毎年数カ所の修理等にて対応をしているが、米の基幹施設として今後とも格別なる利用を期待しているところである。その他、コイン精米機、そばコンバイン・乾燥機、エゴマ定植機・コンバインも各組合員・営農組合の皆さんに有効利用されているところである。

利用・生活事業(保管事業含む)利用収入は、34,507千円(前年対比93.9%)、事業利益は、14,329千円(前年対比85.5)と米の不作が影響した。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当 J A は、富山市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 J A の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 J A では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 J A は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農産物の生産指導
- ・地域直売所との連携による地産地消促進

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、4,847,206 千円（うち定期積金の残高は58,725千円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	4,345,841千円
そ の 他	501,365千円
合 計	4,847,206千円

◇ 地域への資金供給の状況

（1）貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、460,932千円となっております。J A は地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	1 3 0, 6 6 8 千円
地 方 公 共 団 体	1 8 9, 2 4 7 千円
そ の 他	1 4 1, 0 1 6 千円
合 計	4 6 0, 9 3 2 千円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、① J A等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- ・山田地域で開催されるイベントへの積極的参加、協賛活動
- ・学校教育への支援事業
学校給食への支援、14歳の挑戦・企業訪問の受け入れ、
農業体験・バケツ稲栽培指導の実施、絵・作文コンクールの実施
- ・交流事業の実施
友好都市との交流
- ・地域活動への取り組み
老人クラブ事業への支援、福祉施設への支援
- ・その他
年金相談会の開催、冠婚葬祭関係への支援・協力
弁護士による法律相談会の開催

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- ・営農組合研修会の開催
- ・各種生産部会研修会の開催
- ・農業生産推進大会の開催

(3) 情報提供活動

- ・関係団体（農協連合会、農林振興センター等）への情報提供
- ・農協だより、営農だよりの提供
- ・ケーブルテレビによる営農情報等の提供

◇ 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

（１）農業者等の経営支援に関する取組方針

○農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

（２）農業者等の経営支援に関する態勢整備

○農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、JAバンク農業金融プランナーを1人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

（３）農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

○融資部門と営農生活部門との連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして取り組みを行っています。

（４）ライフサイクルに応じた担い手支援

○新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、資本供与の枠組みであるアグリシードファンドを提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。

（５）経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

○農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取組み、また、農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設されたJAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。

（６）農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献など

○富山県JAにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、金融共済課において、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用

部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるもの

観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

金融共済課(電話:076-457-2211(月～金 8時30分～17時))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

①の窓口または富山県 J Aバンク相談所（電話：076-445-2017）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部 03-5296-5031）

（公財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部 03-3581-4724）

（公財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 J A は、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

山田村農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネーロンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するた

めの各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(取引時確認)

当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◇ 利用者保護等管理方針

当 J A は、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J A バンク利用者保護等管理方針

山田村農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当 J A は、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本的方針

山田村農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健

全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7条に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

総務課

電話番号／076-457-2211

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAのすべての部署を対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位:人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	補助員	計
H29.4/10	平成28年度決算監査(全部門)	2	4	6
H29.10/25~27	平成29年度上半期内部監査(全部門)		6	6
H29.10/11	平成29年度上半期決算監査(全部門)	2	4	6
H30.3/16~20	平成29年度下半期内部監査(全部門)		6	6
監査延べ人数		4	20	24

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成30年2月末における自己資本比率は、21.32%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	山田村農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	112,305千円（前年度112,305千円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌23ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌24ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌24ページから25ページをご覧ください。

〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。主な共済商品については、本誌26ページをご覧ください。

（２）系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当J Aの貯金は、J Aバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「J Aバンクシステム」の仕組み

J Aバンクは、全国のJ A・信連・農林中央金庫（J Aバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、J Aバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「J Aバンクシステム」を運営しています。

「J Aバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「J Aバンク基本方針」を定め、J Aの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJ Aバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、J Aバンク全体で個々のJ Aの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJ Aバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【主な貯金商品】

種 類	し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額	
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上	
当座貯金	お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1円以上	
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金でお預け入れ期間が3年以上は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上	
期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上	
変動金利定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1年、2年、3年	1円以上	
普通貯金無利息型 (決済用)	利息はつきません。個人のもは総合口座による貸越ができます。貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定期積金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回1,000円以上	
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受取りできます。また、財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上

※商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。
リフォームローン	リフォームにも JA のローンをお役立ていただけます。増改築や改装・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。在学中の方でもご利用になれます。
フ リ ー ロ ー ン	生活に必要な一切の資金です。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。全国の JA の CD・ATM はもちろん他の提携金融機関の CD・ATM でも借り入れることができます。

※ その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口までお問い合わせください。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、当 JA の各支店をはじめ、全国の提携金融機関の ATM でご利用できます。
給 与 受 取 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出が出来ます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK 放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JA カード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金をご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当 JA のキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

【主な手数料一覧】

※ 各手数料（平成30年2月28日現在）には、消費税等（8%）が含まれています。

○ 内国為替の取扱手数料

種 類		系統金融機関あて	他金融機関あて	
振込手数料 (1件につき)	電信	5万円未満	108円	540円
		5万円以上	216円	756円
	インターネット バンキング 利用	1万円未満	県内JA宛 無料	216円
			県外JA宛 108円	
		1万円以上3万円未満	県内JA宛 無料	270円
			県外JA宛 216円	
3万円以上	県内JA宛 無料	432円		
	県外JA宛 324円			
代金取立手数料（1通につき）		普通扱い	648円	648円
		至急扱い	864円	864円

※ 系統金融機関とは、県内JA・県外JA・県外信連・農林中央金庫・漁協・信漁連です。

○ ATM利用手数料

(平成30年2月28日現在)

ご利用カード ご利用時間		お引出取引（1回当たり）			お預入取引（1回当たり）	
		当JA・県内JA キャッシュカード	県外JA キャッシュカード	その他金融機関 キャッシュカード	当JA・県内JA キャッシュカード	県外JA キャッシュカード
平日	8:45～18:00	無料	無料	108円	無料	無料
土曜	8:45～9:00	無料	—	—	無料	—
	9:00～14:00 14:00～17:00		無料 無料	216円 216円		無料 無料
日曜 祝日 年末	休業	—	—	—	—	—

○ その他の諸手数料

種 類	手 数 料	
手形・小切手関係手数料	約束・為替手形帳 1冊（50枚）	540円
	小切手帳 1冊（50枚）	540円
その他	自己宛小切手 1枚	108円
	残高証明書発行手数料 1通	432円
	証書・通帳再発行手数料 1枚（冊）	1,080円
	キャッシュカード再発行手数料 1枚	1,080円
	保護預り口座管理手数料 月額	108円
	JAネットバンクサービス利用手数料 月額	無料

【主な共済仕組み一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすく、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
医療共済	病気やケガによる入院、手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて、保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がんなどの3大疾病における保障を充実させることもできます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や再発・長期治療のときは一時金をお支払します。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
生活障害共済 【働くわたしのさきエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
定期生命共済	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済【むてきプラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含まれます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）： トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	28年度	29年度		28年度	29年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	4,949,973	4,913,230	1. 信用事業負債	4,879,434	4,862,777
(1) 現金	28,269	25,138	(1) 貯金	4,866,669	4,847,206
(2) 預金	4,396,471	4,405,113	(2) 譲渡性貯金	-	-
系統預金	4,396,451	4,405,113	(3) 借入金	-	-
系統外預金	19	-	(4) その他の信用事業負債	12,764	15,571
譲渡性預金	-	-	未払費用	3,153	2,996
(3) コールローン	-	-	その他の負債	9,610	12,574
(4) 買入金銭債権	-	-	(5) 債務保証	-	-
(5) 金銭の信託	-	-	2. 共済事業負債	18,305	25,368
(6) 有価証券	-	-	(1) 共済借入金	1,496	1,116
国債	-	-	(2) 共済資金	5,554	13,653
地方債	-	-	(3) 共済未払利息	10	4
政府保証債	-	-	(4) 未経過共済付加収入	11,243	10,593
金融債	-	-	(5) 共済未払費用	-	-
短期社債	-	-	(6) その他の共済事業負債	-	-
社債	-	-	3. 経済事業負債	29,946	40,862
外国証券	-	-	(1) 支払手形	-	-
株式	-	-	(2) 経済事業未払金	26,861	36,279
受益証券	-	-	(3) 経済受託債務	3,085	4,583
(7) 貸出金	501,027	460,932	(4) その他の経済事業負債	-	-
(8) その他の信用事業資産	28,547	27,828	4. 設備借入金	-	-
未収収益	28,093	27,309	5. 雑負債	9,773	4,998
その他の資産	453	519	(1) 未払法人税等	3,050	328
(9) 債務保証見返	-	-	(2) リース債務	-	-
(10) 貸倒引当金	△ 4,341	△ 5,781	(3) 資産除去債務	-	-
2. 共済事業資産	1,507	1,121	(4) その他の負債	6,723	4,669
(1) 共済貸付金	1,496	1,116	6. 諸引当金	41,055	38,122
(2) 共済未収利息	10	4	(1) 賞与引当金	2,908	2,942
(3) その他の共済事業資産	-	-	(2) 退職給付引当金	24,391	26,390
(4) 貸倒引当金	-	-	(3) 役員退職慰労引当金	13,754	8,788
3. 経済事業資産	106,772	145,451	7. 繰延税金負債	-	-
(1) 受取手形	-	-	8. 再評価に係る繰延税金負債	-	-
(2) 経済事業未収金	26,215	37,882	負債の部合計	4,978,514	4,972,129
(3) 経済受託債権	40,730	49,450	(純資産の部)		
(4) 棚卸資産	41,777	57,953	1. 組合員資本	508,045	512,331
購買品	41,777	57,953	(1) 出資金	112,305	112,305
販売品	-	-	(2) 資本準備金	-	-
宅地等	-	-	(3) 利益剰余金	396,535	400,680
その他の棚卸資産	-	-	利益準備金	124,680	124,680
(5) その他の経済事業資産	661	621	その他利益剰余金	-	-
(6) 貸倒引当金	△ 2,611	△ 456	肥料価格安定対策積立金	204	204
4. 雑資産	5,716	6,210	乾燥調製育苗施設積立金	46,110	47,513
5. 固定資産	42,432	38,288	電算システム機能強化積立金	10,000	10,000
(1) 有形固定資産	42,432	38,288	リスク管理積立金	17,627	20,627
建物	186,193	186,193	保守・修繕積立金	20,447	20,447
機械装置	20,215	21,025	生産安定対策積立金	50,000	50,000
土地	7,025	7,025	特別積立金	115,673	115,673
リース資産	-	-	当期末処分剰余金	11,791	11,533
建設仮勘定	-	-	(うち当期剰余金)	△ 21,264	5,259
その他の有形固定資産	93,371	92,467	(4) 処分未済持分	△ 795	△ 654
減価償却累計額	△ 264,373	△ 268,424	2. 評価・換算差額等	-	-
(2) 無形固定資産	-	-	(1) その他有価証券評価差額金	-	-
リース資産	-	-	(2) 土地再評価差額金	-	-
その他の無形固定資産	-	-	純資産の部合計	508,045	512,331
6. 外部出資	380,158	380,158			
(1) 外部出資	380,158	380,158			
系統出資	376,783	376,783			
系統外出資	3,375	3,375			
子会社等出資	-	-			
(2) 外部出資等損失引当金	-	-			
7. 前払年金費用	-	-			
8. 繰延税金資産	-	-			
9. 再評価に係る繰延税金資産	-	-			
10. 繰延資産	-	-			
資産の部合計	5,486,559	5,484,460	負債及び純資産の部合計	5,486,559	5,484,460

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	28年度	29年度		28年度	29年度
1. 事業総利益	131,978	124,832	(9) 保管事業収益	2,892	2,931
(1) 信用事業収益	41,387	41,479	(10) 保管事業費用	45	83
資金運用収益	39,522	38,474	保管事業総利益	2,846	2,848
(うち預金利息)	25,072	23,995	(11) 加工・利用事業収益	33,860	31,575
(うち有価証券利息)	0	-	(12) 加工・利用事業費用	19,942	20,094
(うち貸出金利息)	11,547	10,886	加工・利用事業総利益	13,918	11,481
(うちその他受入利息)	2,902	3,592	(13) 宅地等供給事業収益	-	-
役員取引等収益	1,599	1,558	(14) 宅地等供給事業費用	-	-
その他事業直接収益	-	-	宅地等供給事業総利益	-	-
その他経常収益	265	1,446	(15) その他事業収益	-	-
(2) 信用事業費用	8,050	9,201	(16) その他事業費用	-	-
資金調達費用	2,666	2,074	その他事業総利益	-	-
(うち貯金利息)	2,537	1,900	(17) 指導事業収入	1,756	1,491
(うち給付補填備金繰入)	129	173	(18) 指導事業支出	1,798	1,931
(うち借入金利息)	-	-	指導事業収支差額	△ 41	△ 440
(うちその他支払利息)	-	-	2. 事業管理費	127,102	122,551
役員取引等費用	704	720	(1) 人件費	83,542	84,276
その他事業直接費用	-	-	(2) 業務費	18,527	18,179
その他経常費用	4,679	6,406	(3) 諸税負担金	5,253	5,087
(うち貸倒引当金繰入額)	109	1,439	(4) 施設費	19,779	15,007
(うち貸倒引当金戻入益)	-	-	(5) その他事業管理費	-	-
(うち貸出金償却)	-	-	事業利益	4,875	2,280
信用事業総利益	33,336	32,277	3. 事業外収益	4,105	4,142
(3) 共済事業収益	16,212	15,431	(1) 受取雑利息	-	-
共済付加収入	15,395	14,500	(2) 受取出資配当金	4,000	4,000
共済貸付金利息	28	24	(3) 賃貸料	-	-
その他の収益	789	907	(4) 貸倒引当金戻入益	-	-
(4) 共済事業費用	760	669	(5) 償却債権取立益	-	-
共済借入金利息	28	24	(6) 雑収入	105	141
共済推進費	312	285	4. 事業外費用	6	17
共済保全費	-	-	(1) 支払雑利息	-	-
その他の費用	420	358	(2) 貸倒損失	-	17
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	(3) 寄付金	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	-	(4) 雑損失	6	-
(うち貸出金償却)	-	-	経常利益	8,974	6,405
共済事業総利益	15,452	14,762	5. 特別利益	-	-
(5) 購買事業収益	346,580	329,031	(1) 固定資産処分益	-	-
購買品供給高	340,157	322,770	(2) 一般補助金	-	-
購買手数料	-	-	(3) その他の特別利益	-	-
修理サービス料	4,483	4,165	6. 特別損失	26,372	0
その他の収益	1,939	2,095	(1) 固定資産処分損	0	0
(6) 購買事業費用	287,335	272,398	(2) 固定資産圧縮損	-	-
購買品供給原価	277,826	266,966	(3) 減損損失	26,372	-
購買品供給費	1,174	1,156	(4) 過年度資産除去債務費用	-	-
修理サービス費	1,484	1,407	(5) その他の特別損失	-	-
その他の費用	6,850	2,868	税引前当期利益	△ 17,397	6,405
(うち貸倒引当金繰入額)	1,579	-	7. 法人税・住民税及び事業税	3,866	1,145
(うち貸倒引当金戻入益)	-	△ 2,155	8. 法人税等調整額	-	-
(うち貸倒損失)	-	-	法人税等合計	3,866	1,145
購買事業総利益	59,244	56,632	当期剰余金	△ 21,264	5,259
(7) 販売事業収益	7,525	7,455	当期首繰越剰余金	4,599	4,676
販売品販売高	-	-	目的積立金取崩額	28,456	1,597
販売手数料	5,995	6,323	当期未処分剰余金	11,791	11,533
その他の収益	1,530	1,132			
(8) 販売事業費用	303	186			
販売品販売原価	-	-			
販売費	-	-			
その他の費用	-	-			
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-			
(うち貸倒引当金戻入益)	-	-			
(うち貸倒損失)	-	-			
販売事業総利益	7,221	7,269			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	28年度	29年度		28年度	29年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	△ 17,397	6,405	その他の資産の純増(△)減	265	△ 455
減価償却費	7,916	4,954	その他の負債の純増減(△)	△ 1,180	△ 2,054
減損損失	26,373	-	未払消費税等の増減(△)額	-	-
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,689	△ 715	信用事業資金運用による収入	40,566	39,258
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 276	35	信用事業資金調達による支出	△ 2,316	△ 2,081
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2,537	2,000	共済貸付金利息による収入	26	31
その他引当金等の増減額(△は減少)	1,270	△ 4,966	共済借入金利息による支出	△ 26	△ 31
信用事業資金運用収益	△ 39,552	△ 38,474	事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 1,005	-
信用事業資金調達費用	2,667	2,074	小 計	△ 76,637	△ 12,839
共済貸付金利息	△ 28	△ 25	雑利息及び出資配当金の受取額	4,000	4,000
共済借入金利息	28	25	雑利息の支払額	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 4,000	△ 4,000	法人税等の支払額	△ 2,077	△ 3,866
支払雑利息	-	-	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 74,714	△ 12,705
有価証券関係損益(△は益)	-	-	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産売却損益(△は益)	-	-	有価証券の取得による支出	-	-
外部出資関係損益(△は益)	-	-	有価証券の売却による収入	-	-
その他固定資産関係損益(△は益)	-	-	有価証券の償還による収入	1,000	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			補助金等の受入による収入	-	-
貸出金の純増(△)減	36,317	40,096	固定資産の取得による支出	-	-
預金の純増(△)減	△ 230,000	△ 20,000	固定資産の売却による収入	10,751	△ 810
貯金の純増減(△)	98,278	△ 19,464	外部出資による支出	-	-
信用事業借入金純増減(△)	-	-	外部出資の売却等による収入	-	-
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 52	△ 65	投資活動によるキャッシュ・フロー	11,751	△ 810
その他の信用事業負債の純増減(△)	△ 619	2,813	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			設備借入れによる収入	-	-
共済貸付金の純増(△)減	△ 344	380	設備借入金の返済による支出	-	-
共済借入金の純増減(△)	344	△ 380	出資の増額による収入	2,584	3,558
共済資金の純増減(△)	1,647	8,099	出資の払戻しによる支出	△ 2,584	△ 3,588
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 757	△ 650	持分の譲渡による収入	795	△ 519
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の取得による支出	△ 1,590	660
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	3,236	△ 11,668	出資配当金の支払額	△ 1,123	△ 1,115
経済受託債権の純増(△)減	△ 3,512	△ 8,721	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,918	△ 974
棚卸資産の純増(△)減	9,222	△ 16,176	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 64,881	△ 14,489
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△ 5,743	9,418	5. 現金及び現金同等物の期首残高	290,373	214,741
経済受託債務の純増減(△)	△ 2,211	1,498	6. 現金及び現金同等物の期末残高	225,492	200,252

4. 注記表

(平成28年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

・購買品

i) 農機具製品、農機具中古：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ii) 上記以外：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれが多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づ

いて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、当事業年度において、財務諸表への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 99,108 千円であり、その内訳は次のとおりです。なお、当期圧縮記帳額はありません。

・建物	61,344 千円
・構築物	3,185 千円
・機械及び装置	21,909 千円
・車両	7,530 千円
・器具備品	5,140 千円

(2) 担保に供している資産

預金 400,000 千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は 3,106 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額はありません。

なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 3,106 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 固定資産減損損失等

当事業年度において、以下の固定資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
給油所	一般資産	土地・建物等
農機事務所	遊休資産	土地

当組
合は、管理会計の状況や固定資産グループの位置づけを踏まえたグルーピングを行って

おります。本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

給油所については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、農機事務所土地は遊休資産となり、早期処分対象であることから、処分可能額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

その内訳は、次のとおりです。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地の時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

- ・ 給油所 24,596 千円（土地 8,975 千円、建物及びその他 15,621 千円）
- ・ 農機事務所 1,775 千円（土地 1,775 千円）

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、金融共済課において与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財

務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.001%下落したものと想定した場合には、経済価値が29千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預 金	4,396,471	4,395,142	△1,328

貸出金	501,027		
貸倒引当金	△4,341		
貸倒引当金控除後	496,685	505,501	8,815
資産計	4,893,156	4,900,644	7,487
貯金	4,866,669	4,868,296	1,626
負債計	4,866,669	4,868,296	1,626

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	380,158

※ 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	4,396,471	—	—	—	—	—
貸 出 金	54,482	26,635	23,349	22,488	48,023	326,047
合 計	4,450,953	26,635	23,349	22,488	48,023	326,047

※ 貸出金のうち、当座貸越 24,629 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	3,287,821	790,051	678,316	61,465	40,721	8,294

※ 要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	21,853 千円
退職給付費用	6,211 千円
退職給付の支払額	△299 千円
特定退職共済制度への拠出金	<u>△3,374 千円</u>
期末における退職給付引当金	24,391 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	49,824 千円
特定退職共済制度	<u>△25,432 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>24,391 千円</u>

退職給付引当金 24,391 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 6,211 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 954 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 28 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 14,043 千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	6,732 千円
減損損失	8,853 千円
役員退職慰労引当金	3,796 千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,380 千円
賞与引当金	803 千円
その他	2,549 千円
繰延税金資産小計	24,114 千円
評価性引当額	△24,114 千円
繰延税金資産合計 (A)	— 千円
繰延税金負債合計 (B)	— 千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	— 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

当期は税引前当期損失を計上しているため記載していません。

(平成29年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

・ 購買品

- i) 農機具製品、農機具中古品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- ii) 上記以外：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 99,108 千円であり、その内訳は次のとおりです。なお、当期圧縮記帳額はありません。

・建物	61,344 千円
・構築物	3,185 千円
・機械装置	21,909 千円
・車両運搬具	7,530 千円
・工具器具備品	5,140 千円

(2) 担保に供している資産

預金 400,000 千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は 6,717 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の

経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,717千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、金融共済課において与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健

全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.01%下落したものと想定した場合には、経済価値が351千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額

預 金	4,405,113	4,404,274	△839
貸 出 金	460,932		
貸倒引当金	△5,781		
貸倒引当金控除後	455,150	461,648	6,498
資産計	4,860,263	4,865,923	5,659
貯 金	4,847,206	4,848,308	1,101
負債計	4,847,206	4,848,308	1,101

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	380,158

※ 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握する

ことが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	4,405,113	—	—	—	—	—
貸 出 金	57,375	25,726	24,369	50,253	103,703	199,502
合 計	4,462,489	25,726	24,369	50,253	103,703	199,502

※ 貸出金のうち、当座貸越 28,365 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	3,438,723	726,705	534,426	82,310	55,649	9,390

※ 要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	24,391 千円
退職給付費用	6,079 千円
特定退職共済制度への拠出金	<u>△4,080 千円</u>
期末における退職給付引当金	26,390 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	56,110 千円
特定退職共済制度	<u>△29,719 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>26,390 千円</u>
退職給付引当金	26,390 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 6,079 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 1,033 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 29 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 14,275 千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	7,284 千円
減損損失	3,483 千円
役員退職慰労引当金	2,426 千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,201 千円
賞与引当金	812 千円
その他	6,993 千円
繰延税金資産小計	22,200 千円
評価性引当額	▲22,200 千円
繰延税金資産合計 (A)	— 千円
繰延税金負債合計 (B)	— 千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	— 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	23.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.1%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	▲2.9%
住民税均等割等	5.1%

法人税等還付額	12.8%
評価性引当額の増減	▲25.0%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.9%

(3) 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	28年度	29年度
1. 当期末処分剰余金	11,791	11,533
2. 任意積立金取崩額	-	107,513
特別積立金	-	50,000
乾燥調製育苗施設積立金	-	47,513
電算システム機能強化積立金	-	10,000
計	11,791	119,046
3. 剰余金処分類	7,115	114,688
(1) 利益準備金	-	1,060
(2) 任意積立金	6,000	112,513
うち米乾燥調製育苗施設積立金	3,000	-
うちリスク管理積立金	3,000	62,000
うち保守・修繕積立金	-	50,513
(3) 出資配当金	1,115	1,115
(4) 事業分量配当金	-	-
4. 次期繰越剰余金	4,676	4,358

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成28年度 1.0% 平成29年度 1.0%

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準
肥料価格安定対策積立金	肥料価格の期中変動があった場合、農家負担の軽減を図り、農家の経営安定に資すること。	204千円 肥料価格が期中上昇し、農家に相当の負担が発生する場合、全農の通知に基づき積立金を限度として価格上昇相当額を取崩す。
乾燥調製育苗施設積立金	米乾燥調製育苗施設の今後予想される保守修繕費用等に充てる。	50,000千円 施設の保守・修繕等が必要と代表理事組合長が認め、理事会にて承認されたとき。
電算システム機能強化積立金	今後の県域信用事業の機能強化及び将来のシステム構築に係るコスト負担等に備え、JAの健全性を確保するための積立。	20,000千円 次期JASTEMシステム更改等の電算システム機能強化等により多額の費用が発生した場合において、相当額を取崩を行う。
リスク管理積立金	貸出金(経済未収金含む)及び外部出資など不良債権の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、退職給付金の引当、事務リスク、及び上記以外で農協経営に重大な影響を与える事象等に対応し、これらの損失発生への補填に備えるための積立。	100,000千円 ①自己査定による外部出資、貸出金等の償却・引当が生じたとき ②固定資産の償却及び減損 ③退職給付債務に係る外部積立の減損が生じたとき ④事務リスクにより減損が生じたとき ⑤その他、農協経営に重大な影響を与える損失が生じたとき。
保守・修繕積立金	農協施設の今後予想される保守修繕費用等に充てる。	50,000千円 農協施設の保守・修繕等が必要と代表理事組合長が認め、理事会にて承認されたとき。
生産安定対策等積立金	今後の農産物の安定生産確保、農家の経営安定の確保、JA経営の健全性の確保を目的とする。	50,000千円 ①自然災害及び病虫害等の異常発生による減収助成 ②水稻における備蓄米、加工用米、飼料米、米粉等に対する生産助成

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成28年度 -千円 平成29年度 270千円

6. 部門別損益計算書
(28年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	450,215	41,387	16,212	156,769	234,088	1,756	
事業費用	②	318,236	8,050	760	113,670	193,956	1,798	
事業総利益 (①-②)	③	131,978	33,336	15,452	43,098	40,132	△ 41	
事業管理費	④	127,102	22,257	14,089	42,290	41,181	7,284	
(うち減価償却費)	⑤	(7,916)	(215)	(152)	(4,797)	(2,706)	(43)	
(うち人件費)	⑥	(83,542)	(12,271)	(10,369)	(29,193)	(25,397)	(6,310)	
うち共通管理費	⑦		6,477	3,886	11,659	19,000	2,159	△ 43,182
(うち減価償却費)	⑧		(130)	(78)	(234)	(382)	(43)	(△ 868)
(うち人件費)	⑨		(3,553)	(2,132)	(6,397)	(10,424)	(1,184)	(△ 23,693)
事業利益 (③-④)	⑩	4,835	11,079	1,363	808	△ 1,048	△ 7,326	
事業外収益	⑪	4,105	3,027	691	137	223	25	
うち共通分	⑫		(15)	(9)	(28)	(46)	(5)	(△ 105)
事業外費用	⑬	6	-	-	-	-	6	
うち共通分	⑭		-	-	-	-	-	-
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	8,974	14,107	2,054	945	△ 825	△ 7,306	
特別利益	⑯	-	-	-	-	-	-	
うち共通分	⑰		-	-	-	-	-	-
特別損失	⑱	26,372	-	-	1,775	24,596	-	
うち共通分	⑲		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	△ 17,397	14,107	2,054	△ 830	△ 25,422	△ 7,306	
営農指導事業分配賦額	㉑		730	1,461	2,922	2,192	△ 7,306	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	△ 17,397	13,376	593	△ 3,752	△ 27,614		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 人数割
(2) 営農指導事業 業務割

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	15	9	27	44	5	100
営農指導事業	10	20	40	30		100

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の資産	5,486,559	4,949,973	1,507	78,192	45,041	0	411,846
総資産(共通管理費配分後)※	5,486,559	5,011,750	38,573	189,390	226,253	20,592	

※ 共通資産の他部門への配賦基準

(29年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	429,396	41,479	15,431	153,843	217,151	1,491	
事業費用	②	304,564	9,201	669	114,785	177,977	1,931	
事業総利益 (①-②)	③	124,832	32,277	14,762	39,058	39,173	△ 440	
事業管理費 (うち減価償却費)	④	122,551	25,110	13,331	37,903	38,824	7,382	
(うち人件費)	⑤	(4,954)	(182)	(134)	(3,433)	(1,168)	(35)	
	⑥	(84,276)	(15,472)	(9,851)	(26,670)	(26,041)	(6,240)	
うち共通管理費	⑦		6,024	3,614	10,844	17,672	2,008	△ 40,165
(うち減価償却費)	⑧		(105)	(63)	(189)	(308)	(35)	(△ 701)
(うち人件費)	⑨		(3,409)	(2,045)	(6,136)	(9,999)	(1,136)	(△ 22,727)
事業利益 (③-④)	⑩	2,280	7,167	1,431	1,154	348	△ 7,822	
事業外収益	⑪	4,142	3,033	694	146	239	27	
うち共通分	⑫		(21)	(12)	(38)	(62)	(7)	(△ 141)
事業外費用	⑬	17	-	-	-	17	-	
うち共通分	⑭		-	-	-	-	-	-
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	6,405	10,201	2,126	1,301	570	△ 7,794	
特別利益	⑯	-	-	-	-	-	-	
うち共通分	⑰		-	-	-	-	-	-
特別損失	⑱	0	0	-	-	-	-	
うち共通分	⑲		(0)	-	-	-	-	(0)
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	6,405	10,201	2,126	1,301	570	△ 7,794	
営農指導事業分配賦額	㉑		779	1,558	3,118	2,338	△ 7,794	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	6,405	9,421	567	△ 1,816	△ 1,767		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 人数割
(2) 営農指導事業 業務割

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	15	9	27	44	5	100
営農指導事業	10	20	40	30		100

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の資産	5,484,460	4,913,230	1,121	91,809	53,642	0	424,657
総資産(共通管理費配分後)※	5,484,460	4,976,929	39,340	206,466	240,491	21,233	

※ 共通資産の他部門への配賦基準

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成30年 6月13日

山田村農業協同組合

代表理事組合長 若 林 正 幸

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
経常収益	588,926	538,175	463,769	450,215	429,396
信用事業収益	42,620	43,322	44,201	41,387	41,479
共済事業収益	19,370	17,564	16,414	16,212	15,431
農業関連事業収益	169,491	189,091	167,391	156,769	153,843
生活その他事業収益	355,651	286,373	235,761	234,088	217,151
経常利益	6,727	10,815	8,706	8,974	6,405
当期剰余金	3,757	9,109	6,834	△ 21,264	5,259
出資金 (出資口数)	112,255 (112,255)	112,255 (112,255)	112,305 (112,305)	112,305 (112,305)	112,305 (112,305)
純資産額	520,532	528,540	532,232	508,045	512,331
総資産額	5,303,936	5,359,796	5,415,314	5,486,559	5,484,460
貯金等残高	4,668,696	4,720,459	4,768,392	4,866,669	4,847,206
貸出金残高	634,567	575,444	537,345	501,027	460,932
有価証券残高	20,007	13,000	999	-	-
剰余金配当金額	1,102	3,192	2,127	1,115	1,115
出資配当額	1,102	1,122	1,122	1,115	1,115
事業利用分量配当額	-	2,069	1,004	-	-
職員数	15	15	14	15	15
単体自己資本比率	27.15%	27.79%	24.59%	23.87%	21.32%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成25年度は旧告示(バーゼルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

2. 利益総括表

(単位:千円、%)

項 目	28年度	29年度	増 減
資金運用収支	36,855	36,399	△ 456
役務取引等収支	894	837	△ 57
その他信用事業収支	△ 4,304	△ 3,519	785
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	33,336 (0.69)	32,277 (0.66)	△ 1,059 (△ 0.03)
事業粗利益 (事業粗利益率)	131,978 (2.37)	124,832 (2.24)	△ 7,146 (△ 0.13)

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用

2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用

3. その他信用事業収支=(その他事業収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)

4. 信用事業粗利益率=信用事業総利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

5. 事業粗利益率=事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

項 目	28年度			29年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	4,819,806	36,620	0.76%	4,861,467	38,474	0.79%
うち預金	4,301,582	25,072	0.58%	4,398,155	23,995	0.55%
うち有価証券	57	0	1.58%	-	-	-
うち貸出金	518,165	11,547	2.23%	463,311	10,886	2.35%
資金調達勘定	4,787,480	2,666	0.06%	4,840,200	2,074	0.04%
うち貯金・定期積金	4,787,480	2,666	0.06%	4,840,200	2,074	0.04%
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや	-	-	0.21%	-	-	0.23%

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項 目	28年度増減額	29年度増減額
受 取 利 息	△ 2,667	△ 1,048
うち預金	△ 678	△ 1,076
うち有価証券	△ 89	0
うち貸出金	△ 1,143	△ 660
支 払 利 息	△ 78	△ 592
うち貯金・定期積金	△ 78	△ 592
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差 引	△ 2,648	△ 455

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:千円、%)

種 類	28年度		29年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	1,726,243	36.1	1,818,369	37.6	92,126
定 期 性 貯 金	3,058,885	63.9	3,019,604	62.4	△ 39,281
そ の 他 の 貯 金	2,136	0.0	2,229	0.0	93
計	4,787,265	100.0	4,840,203	100.0	52,938
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	4,787,265	100.0	4,840,203	100.0	52,938

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

② 定期貯金残高

(単位:千円、%)

種 類	28年度		29年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	2,996,848	100.0	2,938,860	100.0	△ 57,988
うち 固 定 金 利 定 期	2,996,848	100.0	2,938,860	100.0	△ 57,988
うち 変 動 金 利 定 期	-	-	-	-	-

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:千円)

種 類	28年度	29年度	増 減
手 形 貸 付	-	-	-
証 書 貸 付	353,443	296,161	△ 57,282
当 座 貸 越	25,721	28,149	2,428
割 引 手 形	-	-	-
合 計	379,165	324,311	△ 54,854

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	28年度		29年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	315,164	66.2	273,802	63.3	△ 41,362
変 動 金 利 貸 出	161,233	33.8	158,763	36.7	△ 2,470
合 計	476,398	100.0	432,565	100.0	△ 43,833

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類	28年度		29年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	9,909		12,828		2,919
有 価 証 券	-		-		-
動 産	-		-		-
不 動 産	-		-		-
そ の 他 担 保 物	-		-		-
小 計	9,909		12,828		2,919
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	121,803		96,448		△ 25,355
そ の 他 保 証	-		-		-
小 計	121,803		96,448		△ 25,355
信 用	369,315		351,654		△ 17,661
合 計	501,027		460,932		△ 40,095

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	28年度		29年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	327,191	65.3	279,081	60.5	△ 48,110
運 転 資 金	173,836	34.7	181,850	39.5	8,014
合 計	501,027	100.0	460,932	100.0	△ 40,095

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	28年度		29年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	3,699	0.7	14,732	3.2	11,033
林 業	208	0.1	384	0.1	176
水 産 業	-	-	-	-	-
製 造 業	728	0.1	506	0.1	△ 222
鉱 業	-	-	-	-	-
建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	-	-	-	-	-
運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-
金 融 ・ 保 険 業	139,000	27.7	139,000	30.2	0
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	2,983	0.6	4,430	0.9	1,447
地 方 公 共 団 体	204,249	40.8	189,247	41.1	△ 15,002
非 営 利 法 人	-	-	-	-	-
そ の 他	150,158	30.0	112,630	24.4	△ 37,528
合 計	501,027	100.0	460,932	100.0	△ 40,095

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:千円)

種 類	28年度	29年度	増 減
農 業	13,104	21,222	8,118
穀 作	-	7,000	7,000
野 菜 ・ 園 芸	-	629	629
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	-	-	-
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	13,104	13,592	488
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	13,104	21,222	8,118

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:千円)

種 類	28年度	29年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	13,104	21,222	8,118
農 業 制 度 資 金	-	-	-
農 業 近 代 化 資 金	-	-	-
そ の 他 制 度 資 金	-	-	-
合 計	13,104	21,222	8,118

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位:千円)

区 分	28年度	29年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	-	-	-
延 滞 債 権 額	3,106	6,717	3,611
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	-	-	-
合 計	3,106	6,717	3,611

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:千円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額				
		担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	28年度	2,732	-	500	2,232	2,732
	29年度	2,500	-	500	2,000	2,500
危 険 債 権	28年度	373	-	-	373	373
	29年度	4,217	1,812	217	2,187	4,217
要 管 理 債 権	28年度	-	-	-	-	-
	29年度	-	-	-	-	-
小 計	28年度	3,106	-	500	2,606	3,106
	29年度	6,717	1,812	717	4,187	6,717
正 常 債 権	28年度	501,609				
	29年度	457,871				
合 計	28年度	504,715				
	29年度	464,588				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位:千円)

自己査定における債務者区分 (対象:総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象:信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象:貸出金)
破綻先	-	破産更正債権及びこれらに準ずる債権 2,500	破綻先債権
実質破綻先	2,534		延滞債権
破綻懸念先	4,345	危険債権	6,717
要注意先	要管理先	要管理債権	3か月以上延滞債権
	その他要注意先		貸出条件緩和債権
正常先	288,317	正常債権	
その他	193,603		457,871

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3か月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

●破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く)

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く)

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	28年度					29年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,081	1,952	-	2,081	1,952	1,952	4,350	-	1,952	4,350
個別貸倒引当金	3,182	5,000	-	3,182	5,000	5,000	1,887	-	5,000	1,887
合 計	5,263	6,953	-	5,263	6,953	6,953	6,238	-	5,263	6,238

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	28年度	29年度
貸出金償却額	-	-

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

種 類		28年度		29年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	1,186	6,323	1,135	6,062
	金額	535,359	1,136,116	568,759	1,072,718
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
雑 為 替	件数	29	12	21	9
	金額	835	140	725	41
合 計	件数	1,221	6,389	1,160	6,071
	金額	536,194	1,137,751	569,485	1,072,759

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:千円)

種 類		28年度		29年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	-	1,304,978	11,300	1,254,278
	定 期 生 命 共 済	-	-	-	-
	養 老 生 命 共 済	44,236	3,647,891	40,000	3,163,376
	う ち こ ど も 共 済	16,000	270,000	24,000	276,500
	医 療 共 済	-	9,300	-	9,300
	が ん 共 済	-	2,000	-	1,000
	定 期 医 療 共 済	-	500	-	500
	介 護 共 済	-	6,000	-	6,000
	年 金 共 済	-	-	-	-
	建 物 更 生 共 済	229,000	5,111,450	169,000	4,886,450
合 計		273,236	10,082,119	220,300	9,320,905

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		28年度		29年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		55	554	31	575
が ん 共 済		5	80	-	70
定 期 医 療 共 済		-	35	-	25
合 計		60	669	31	670

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済の介護共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		28年度		29年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		-	7,748	-	7,748
合 計		-	7,748	-	7,748

(注) 金額は、介護共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種 類		28年度		29年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前		555	17,814	3,064	19,951
年 金 開 始 後		-	18,416	-	18,254
合 計		555	36,231	3,064	38,206

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種 類	28年度		29年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	946,600	806		1,025
自 動 車 共 済		15,051		15,386
傷 害 共 済	1,869,000	408	652,000	265
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-
賠 償 責 任 共 済		7		12
自 賠 責 共 済		964		1,314
合 計		17,238		18,004

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		28年度	29年度
生産資材	肥料	27,983	26,080
	農薬	22,132	21,674
	農機具	48,132	51,763
	飼料	32	162
	生産雑資材	11,448	9,852
	計	109,728	109,534
生活物資	米	10,690	10,620
	食料品	27,898	24,724
	酒・塩・タバコ	10,716	9,554
	衣料品・装飾品	4,032	2,001
	日用品	9,700	8,596
	燃料	23,833	23,090
	油類	95,869	107,603
	自動車	2,385	-
	その他耐久資材	1,324	5,320
	葬祭事業	43,982	21,725
計	230,429	213,236	
合計	340,157	322,770	

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類		28年度	29年度
農産物	米	121,096	116,932
	麦	-	-
	豆類・雑穀	6,565	9,033
	種苗	-	-
	野菜	17,829	6,939
	果実	359	295
	花卉・花木	1,852	1,382
	その他	-	-
畜産物	-	-	
その他	-	-	
合計	147,700	134,583	

4. 指導事業

(単位:千円)

項 目		28年度	29年度
収入	賦課金	681	671
	指導事業補助金	454	54
	実費収入	621	765
	計	1,756	1,491
支出	営農改善費	1,093	1,378
	生活文化事業費	150	100
	教育情報費	270	168
	指導支出	284	284
計	1,798	1,931	

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	28年度	29年度	増減
総資産経常利益率	0.16	0.11	△ 0.05
資本経常利益率	1.69	1.26	△ 0.43
総資産当期純利益率	0.12	0.09	△ 0.03
資本当期純利益率	△ 0.38	1.04	1.42

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分	28年度	29年度	増減	
貯貸率	期末	10.30	9.51	△ 0.79
	期中平均	10.82	9.57	△ 1.25
貯証率	期末	-	-	-
	期中平均	0.00	-	0.00

(注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100

2. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	29年度		28年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	511,216		506,930	
うち、出資金及び資本準備金の額	112,305		112,305	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	400,680		396,535	
うち、外部流出予定額 (△)	1,115		1,115	
うち、上記以外に該当するものの額	654		795	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,887		1,952	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,887		1,952	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	513,103		508,883	
コア資本にかかる調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-		-	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-		-	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	

特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-		-	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	513,103		508,883	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	2,147,906		1,860,213	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 251,276		△ 502,535	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	-		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	258,728		271,019	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	2,406,635		2,131,232	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	21.32		23.87	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	28年度			29年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	204,893	-	-	189,840	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,396,796	879,359	35,174	4,405,377	881,075	35,243
法人等向け	1,000	1,000	40	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	1,119	463	18	481	171	6
抵当権付住宅ローン	10,515	2,930	117	8,527	2,628	105
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	5,469	1,612	64	13,496	16,999	679
信用保証協会等保証付	121,833	12,027	481	96,482	9,425	377
共済約款貸付	1,496	-	-	1,116	-	-
出資等	19,535	19,535	781	19,535	19,535	781
他の金融機関等の対象資本調達手段	502,535	1,256,338	50,253	502,553	1,256,384	50,255
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	-	-	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	-	△ 502,535	△ 20,101	-	△ 251,276	△ 10,051
上記以外	228,317	189,481	7,579	253,287	212,963	8,518
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	5,493,513	1,860,213	74,408	5,490,698	2,147,906	85,916
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	5,493,513	1,860,213	74,408	5,490,698	2,147,906	85,916
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	271,019	10,840	258,728	10,349		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	2,131,232	85,249	2,406,635	96,265		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたもの該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額	÷8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

		28年度				29年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	-	-	-	-	1,005	1,005	-	-
	林業	786	-	-	786	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	4,779,477	141,912	-	-	4,799,043	141,930	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,000	1,000	-	-	630	630	-	-
	日本国政府・地方公共団体	204,893	204,893	-	-	189,840	189,840	-	-
	上記以外	140,877	-	-	1,034	146,267	6,001	-	11,324
個人	158,484	156,909	-	2,078	126,442	125,179	-	2,146	
その他	207,994	-	-	-	227,469	-	-	-	
業種別残高計		5,493,513	504,715	-	3,898	5,490,698	464,588	-	13,470
残存期間別	1年以下	4,400,305	3,509	-		4,410,172	4,794	-	
	1年超3年以下	9,120	9,120	-		7,784	7,784	-	
	3年超5年以下	46,814	46,814	-		181,663	181,663	-	
	5年超7年以下	148,876	148,876	-		151,546	151,546	-	
	7年超10年以下	169,923	169,923	-		25,066	25,066	-	
	10年超	102,874	102,874	-		67,346	67,346	-	
	期限の定めのないもの	615,597	23,596	-		647,118	26,384	-	
	残存期間別合計	5,493,513	504,715	-		5,490,698	464,588	-	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるものを除く)及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	28年度				29年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2,081	1,952	-	2,081	1,952	1,952	1,887	-	1,952	1,887
個 別 貸 倒 引 当 金	3,182	5,000	-	3,182	5,000	5,000	4,350	-	5,000	4,350

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	28年度						29年度					
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他				
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	724	786	-	724	786	-	786	-	786	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外	17	1,570	-	17	1,570	-	1,570	25	-	1,570	25	
個 人	2,441	2,643	-	2,441	2,643	-	2,643	4,324	-	2,643	4,324	
業 種 別 計	3,182	5,000	-	3,182	5,000	-	5,000	4,350	-	5,000	4,350	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		28年度			29年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	-	248,458	248,458	-	232,175	232,175
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	120,277	120,277	-	94,255	94,255
	リスク・ウェイト 20%	-	4,397,250	4,397,250	-	4,405,896	4,405,896
	リスク・ウェイト 35%	-	8,372	8,372	-	7,511	7,511
	リスク・ウェイト 50%	-	4,394	4,394	-	2,060	2,060
	リスク・ウェイト 75%	-	692	692	-	306	306
	リスク・ウェイト 100%	-	210,457	210,457	-	234,606	234,606
	リスク・ウェイト 150%	-	503,610	503,610	-	11,332	11,332
	リスク・ウェイト 200%	-	-	-	-	502,553	502,553
	リスク・ウェイト 250%	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-
計	-	5,493,513	5,493,513	-	5,490,698	5,490,698	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるものを除く)及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

区分	28年度		29年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

- (注)
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 - 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	28年度		29年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	380,158	380,158	380,158	380,158
合計	380,158	380,158	380,158	380,158

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

28年度			29年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

28年度		29年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

28年度		29年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額(低下額)を金利リスク量として算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
金利リスク=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量(Δ)

算出した金利リスク量は経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

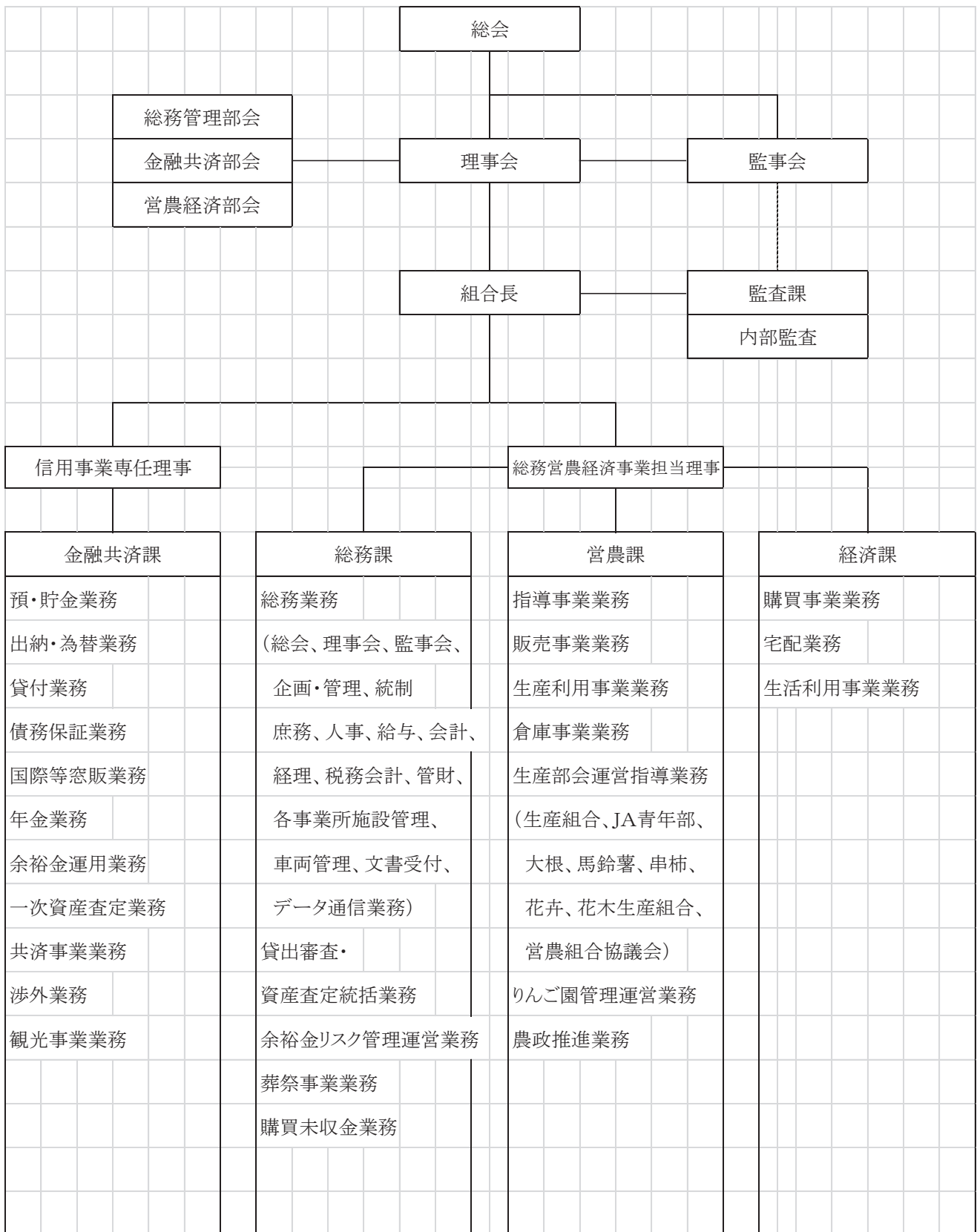
② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:千円)

	28年度	29年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	-	-

【 J A の概要】

1. 機構図



2. 役員一覧

(平成30年2月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	若林 正幸	理事	谷口 弥一郎
理事	石崎 貞夫	理事	中井 幸男
理事	田口 晋司	理事	若林 公友
理事	渡邊 行雄	理事	山藤 勇一
理事	藤丸 正義	代表 監事	小林 明
理事	若林 庄二	監事	森口 真裕美
理事	谷本 一雄		

3. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	28年度	29年度	増減
正組合員	350	348	△2
個人	349	347	△2
法人	1	1	0
准組合員	62	62	0
個人	49	48	△1
法人	13	14	1
合計	412	410	△2

4. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
山田村生産部会	348	山田村串柿生産組合	2
山田村農協青年部	16	山田花卉生産組合	8
牛岳高原大根出荷組合	3	山田村花木生産組合	18
山田村馬鈴薯出荷組合	11	山田地域営農組合協議会	11
JA山田村アルギットにら生産組合	9		

当JAの組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

6. 地区一覧

富山市全域

7. 店舗等のご案内

(平成30年2月末現在)

店舗及び事務所名	住所	電話番号	ATM設置台数
本所	富山市山田中村244	076-457-2211	1台
給油所	富山市山田中村3093-1	076-457-2225	
農機具センター	富山市山田中村198	076-457-2205	

店舗外ATM設置店	なし
-----------	----

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	71
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	72
○ 事務所の名称及び所在地	72
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	72
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	21～26
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	3～6
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	50
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	50
・経常利益又は経常損失	50
・当期剰余金又は当期損失金	50
・出資金及び出資口数	50
・純資産額	50
・総資産額	50
・貯金等残高	50
・貸出金残高	50
・有価証券残高	50
・単体自己資本比率	50
・剰余金の配当の金額	50
・職員数	50
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	51～61
◇ 主要な業務の状況を示す指標	51・61
・事業粗利益及び事業粗利益率	51
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	51
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	51
・受取利息及び支払利息の増減	51
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	61
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	61
◇ 貯金に関する指標	52
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	52
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	52
◇ 貸出金等に関する指標	52
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	52
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	52
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	53
・使途別の貸出金残高	53
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	53
・主要な農業関係の貸出実績	54
・貯貸率の期末値及び期中平均値	61
◇ 有価証券に関する指標	57・61
・商品有価証券の種類別の平均残高	57
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	57
・有価証券の種類別の平均残高	57
・貯証率の期末値及び期中平均残高	61

<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	10・11
○ 法令遵守の体制	11・12
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	1
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12・13
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	27・28・46
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	55
・破綻先債権に該当する貸出金	55
・延滞債権に該当する貸出金	55
・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	55
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	55
○ 自己資本の充実の状況	62～70
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	57
・有価証券	57
・金銭の信託	57
・デリバティブ取引	57
・金融等デリバティブ取引	57
・有価証券店頭デリバティブ取引	57
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	57
○ 貸出金償却の額	57